

行政相談のご利用を…

# 心強い相談相手ー行政相談委員

## ●行政相談制度とは

行政(総務省)と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。

## ●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。

相談料は無料です。

秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

## ●このような場合にはご相談を

### ◆国の仕事、特殊法人等の仕事について

- 相談をしたが、説明や措置などに納得がいかない。
- 苦情や困っていることをどこに相談してよいかわからない。
- 制度や仕組みがわからない。

- 年金、医療保険、老人保健・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等

道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。

鉄道とバスのダイヤを調整して乗り継ぎ時間を確保してほしい。

年金の裁定額に納得できない。

許可申請をしたが早く決定してほしい。

## ●特色

総務省行政評価局がバックアップします。

苦情などを受ける範囲は、国の行政全般に及んでいます。

全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付・処理をします。

行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

## ●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さん(下

